

第8回 自治基本条例策定審議会次第

日 時：平成21年3月9日（月） 午後1時30分から午後3時30分

場 所：市役所 2階 第1会議室

次 第

- 1 会長あいさつ
- 2 第7回における論点整理
- 3 自治基本条例素案（市民検討会議後）の審議

第7回審議会（平成21年3月3日）

審議会論点整理

市民検討会議案	審議会意見	原案（案）
<p>(保健、医療及び福祉の充実)</p> <p>第25条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指すため、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、一人ひとりが健康的な生活を営むため、自らの健康状態を意識し、健康づくりに努めるものとする。</p>	<p>(保健、医療及び福祉の充実)</p> <p>第25条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指す、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、<u>自らの健康状態を意識し、一人ひとりが健康的な生活を営み、健康づくりに努めるものとする。</u></p> <p>※第6回会議での論点を整理し上記のように改めましたが、「意識」を「自覚」に「営み」を「営むため」に再度改めることを確認。</p>	<p>(保健、医療及び福祉の充実)</p> <p>第25条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指す、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、<u>自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、健康づくりに努めるものとする。</u></p>
<p>(地産地消の推進)</p> <p>第26条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消を推進するため、市民及び関係機関相互の意見及び情報の交換等を行い、連携を図るものとする。</p>	<p>(地産地消の推進)</p> <p>第26条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るため、市民、生産者及び関係機関と連携し、<u>地産地消の推進に関する必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>市民は、安心安全な食を提供する生産者の努力を理解し、地元の安心安全で新鮮な農産物を積極的に利用するよう努めるものとする。</u></p> <p>3 <u>生産者は、農産物が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農産物を生産するよう努めるものとする。</u></p> <p>※第6回会議での論点を整理し上記のように改めましたが、2項中「安心安全な食を提供する生産者の努力を理解し」を削除し、2項と3項を入れ替えることを確認。</p>	<p>(地産地消の推進)</p> <p>第26条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るため、市民、生産者及び関係機関と連携し、地産地消の推進に関する必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 生産者は、農産物が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農産物を生産するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、地元の安心安全で新鮮な農産物を積極的に利用するよう努めるものとする。</p>

第7回審議会（平成21年3月3日）

審議会論点整理

市民検討会議案	審議会意見	原案(案)
<p>(参画及び協働の推進)</p> <p>第29条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民が参画できるよう、その<u>機会の拡充に努めるものとする。</u></p> <p>2 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮しながら課題解決に取り組むものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項中「市民が」を「市民及び事業者等」に改める。 ・第2項中「市民及び市」を「市民、事業者等及び市は」に改める。 ・解説中「制度保障」を「制度拡充」に改める。 	<p>(参画及び協働の推進)</p> <p>第29条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うに当たっては、市民及び事業者等が参画できるよう、その<u>機会の拡充に努めるものとする。</u></p> <p>2 市民、事業者等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を発揮しながら課題解決に取り組むものとする。</p>
<p>(住民投票)</p> <p>第30条 市長は、<u>市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件が生じたときは、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。</u></p> <p>2 市民は、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第1項中「市政に関し住民の意向を聴くべき重要な案件」を「市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため」に改めた方が理解しやすい。 	<p>(住民投票)</p> <p>第30条 市長は、<u>市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。</u></p> <p>2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>
<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第31条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4項中住民投票の前に「所定の手続きを経て」の文言を挿入した方が理解しやすい。 	<p>(住民投票の請求及び発議)</p> <p>第31条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。</p> <p>2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の1分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p> <p>3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。</p>

第7回審議会（平成21年3月3日）

審議会論点整理

市民検討会議案	審議会意見	原案（案）
<p>4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。</p>		<p>4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、<u>所定の手続きを経て</u>、住民投票を実施しなければならない。</p>
<p>(自然環境の保全と再生及び風景の創出)</p> <p>第32条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して世界に誇れるかけがえのない財産である自然環境を保全し、又は再生するとともに風景を創出し、次の世代へ継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 自然環境と風景の保全に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>・第1項中「風景を創出」だけでは理解しにくいため、「<u>個性豊かでうるおいある風景を創出し</u>」に改めた方が理解しやすい。</p>	<p>(自然環境の保全と再生及び風景の創出)</p> <p>第32条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して世界に誇れるかけがえのない財産である自然環境を保全し、又は再生するとともに<u>個性豊かでうるおいある風景を創出し</u>、次の世代へ継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 自然環境と風景の保全に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>